



政府統計

【回答期限 令和2年1月17日(金)】

本調査は、環境省が統計法にもとづいて調査を行うものであり、統計以外に使用することはありませんので、ありのまま御記入ください。

企業 ID

環境にやさしい企業行動調査 調査票

調査実施者 環境省(大臣官房環境経済課)
調査請負機関 株式会社タイム・エージェント

この調査は、環境省が平成3年度から実施しているものであり、企業における環境配慮行動について把握するために、従業員数500人以上の企業及び団体を対象に実施するものです。

この調査は、我が国における企業の環境配慮行動に関する全般的な状況を、継続的に把握するための重要な調査です。昨年度の調査結果は、環境省のホームページに全文を掲載しています(<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html>)。今年度の調査結果につきましても集計の後、調査概要版として取りまとめのうえ発表させていただくとともに、全文を環境省ホームページに掲載することを考えておりますので、よろしく御協力の程をお願い申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、**調査票は令和2年1月17日(金)までに環境・CSR担当の方などに御協力いただき、御回答くださいますようお願い申し上げます。**

なお、調査票の問い合わせ等は、株式会社タイム・エージェント(電話番号:03-5459-1590)へお願いいたします。【受付時間 10時~12時半、13時半~17時(土日・祝日を除く)】

【記入時の注意事項】

- IIは全37問です。該当するもの1つ(あるいは複数回答可の設問は該当するもの全て)を選び、**この調査票の回答欄の番号に直接○を付けてください。「その他」を選んだ場合には、必要に応じて内容を御記入ください。**
- 本調査の対象把握期間は平成30年度です。Iについては、平成31年3月31日現在の状況を御回答ください。

I. 貴組織の概要について

1~7のあらかじめ印刷されている情報に誤りがある場合は、該当箇所に線を引き正しい情報を記載してください。

1. 組織名			
2. 業種	(巻末の表1より、最も当てはまる番号を1つ選んでください)		
3. 本店所在地	〒		
4. 資本金	百万円	5. 従業員(※)	人
6. 直近売上高(実績)	百万円(平成 年 月決算)		
7. 回答者所属部課			
8. 回答者氏名及び連絡先	氏名 TEL FAX	(内線) Eメール	

※ 従業員には嘱託、パート、派遣社員を含みます。

II. 環境に配慮した取組に関する質問事項

2. 環境配慮経営の推進状況等について

2-1. 貴組織において、環境配慮経営（※）はどのように位置づけられていますか。もっとも当てはまるものを1つ選んでください。		
1	重要なビジネス戦略の一つである	⇒問2-2へお進みください。
2	企業の社会的責任の一つである	
3	ビジネスリスクの低減につながる経営手法の一つである	
4	環境に関する法規制等を遵守するもの	
5	位置づけられていない	
6	その他：（ ）	

※ 「環境配慮経営」とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものです。

2-2. 貴組織が環境配慮経営を実践して行く上で重視する事項は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	経営責任者のリーダーシップ	⇒問2-3へお進みください。
2	環境と経営の戦略的統合	
3	組織体制とガバナンスの構築	
4	ステークホルダー（※）への対応	
5	バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避	
6	持続可能な資源・エネルギー利用	
7	重視している事項はない	
8	その他：（ ）	

※ 「ステークホルダー」とは、一般に利害関係者と訳され、ここでは、企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的又は間接的に利害関係がある組織や個人をいいます。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等をいいます。

2-3. 貴組織での環境配慮経営を推進するに当たって、事業エリア内（※）で重要な環境課題と位置づけているものは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	資源・エネルギーの効率的な利用	⇒問2-4へお進みください。
2	資源・エネルギーの循環的な利用	
3	気候変動リスクへの緩和・適応	
4	水使用量の管理	
5	水環境の保全	
6	大気環境の保全	
7	土壌環境の保全	
8	化学物質の管理	
9	廃棄物の適正処理・リサイクル	
10	生物多様性の保全	
11	地域の生活環境に係る問題への対策	
12	重要な環境課題はない	
13	その他：（ ）	

※ ここでの「事業エリア」とは、事業所や連結子会社など自社が直接的に環境への影響を削減管理できる領域のことをいいます。

2-4. 貴組織での環境配慮経営を推進するに当たって、事業エリア外（※）（川上・川下）で重要な環境課題と位置づけているものは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	資源・エネルギーの効率的な利用	⇒問2-5へお進みください。
2	資源・エネルギーの循環的な利用	
3	気候変動リスクへの緩和・適応	
4	水使用量の管理	
5	水環境の保全	
6	大気環境の保全	
7	土壌環境の保全	
8	化学物質の管理	
9	廃棄物の適正処理・リサイクル	
10	生物多様性の保全	
11	地域の生活環境に係る問題への対策	
12	重要な環境課題はない	
13	その他：（ ）	

※ ここでの「事業エリア外」とは、自社の事業活動に関連する原料調達から廃棄に至るまでのライフサイクル全体のうち、事業エリアに含まれない川上・川下における領域をいいます。

2-5. 貴組織では、環境配慮経営を推進するための部署又は担当者を置いていますか。いずれか1つ選んでください。		
1	部署を設置している（CSR担当部署において環境への取組を行っている場合も含む）	⇒問2-6へお進みください。
2	部署は設置していないが、担当者を置いている	⇒問2-7へお進みください。
3	担当者を設置していない	
4	その他：（ ）	

※ CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、企業がさまざまな活動をおこなうプロセスにおいて、利益を最優先させるのではなく、ステークホルダーとの関係を重視しながら、社会的公正性を保つことや、環境対策を施すことなど、社会に対する責任や貢献に配慮し、長期にわたって企業が持続的に成長することができるよう目指すことをいいます。

2-6. 貴組織における環境配慮経営を推進する部署は、経営戦略に関連する部署とどのような関係にありますか。いずれか1つ選んでください。		
1	経営戦略関連の部署の一つとして位置付けられている	⇒問2-7へお進みください。
2	経営戦略関連の部署とは別に位置付けられているが、連携している	
3	経営戦略関連の部署とは別に位置付けられており、連携は取られていない	
4	その他：（ ）	

2-7. 貴組織では、環境配慮経営の推進に当たって、業績評価や人事評価の中に、環境配慮の視点を組み込んでいますか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	業績評価に組み込んでいる	⇒問2-8へお進みください。
2	人事評価に組み込んでいる	
3	いずれの評価にも組み込まれていない	
4	その他：（ ）	

2-8. 貴組織では、経営層や従業員等に対して、環境教育を行っていますか。いずれか1つ選んでください。		
1	定期的（年に1回以上）に行っている	⇒問2-9へお進みください。
2	定期的ではないが、行っている	⇒問3-1へお進みください。
3	行っていない	
4	その他：（ ）	

※ 「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいいます。

2-9. 貴組織では、経営層や従業員等に向けて、環境教育をどのような形で実施していますか。方法、講師、形式それぞれについて、当てはまるものを全て選んでください。			
方法	1	新人社員研修、管理職研修等	⇒問3-1へお進みください。
	2	環境に特定した研修（環境マネジメント研修等）	
	3	その他：（ ）	
講師	4	自社の社員（環境担当者等）が講師を担当	
	5	外部から講師を招待	
	6	外部の環境教育研修会等に従業員を派遣	
	7	その他：（ ）	
形式	8	座学形式	
	9	体験学習型形式	
	10	eラーニング形式	
	11	その他：（ ）	

3. 環境マネジメントシステムの認証について

3-1. 貴組織では、ISO14001、エコアクション21等の第三者が認証する環境マネジメントシステム（※）を構築・運用していますか。いずれか1つ選んでください。		
1	構築・運用している	⇒問3-2へお進みください。
2	構築・運用を予定している	⇒問4-1へお進みください。
3	構築・運用していない	⇒問3-4へお進みください。

※ 「環境マネジメントシステム」とは、事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みです。環境マネジメントシステムにはISO（国際標準化機構）が策定したISO14001のほか、環境省が策定した中小事業者向けのエコアクション21、地域版の環境マネジメントシステムのKES等があります。

3-2. 貴組織で構築・運用した第三者が認証する環境マネジメントシステムはどのようなものですか。当てはまるものを全てを選んでください。		
1	ISO14001	⇒問3-3へお進みください。
2	エコアクション21（※）	
3	地域版の環境マネジメントシステム（KES等）	
4	エコステージ（ステージ2以上）	
5	その他第三者が認証する環境マネジメントシステム	

※ 「エコアクション21」とは、環境省が、中小事業者等における環境マネジメントシステムの構築・運用、環境コミュニケーションの促進のために策定したガイドラインです。なお、本ガイドラインを活用して、認証・登録制度が平成16年10月より実施されています。

3-3. 貴組織では、第三者が認証する環境マネジメントシステムの構築・運用により、どのような効果がありましたか。当てはまるものを全て選んでください。

1	コスト改善につながった	⇒問4-1へお進みください。
2	環境負荷低減につながった	
3	管理能力が向上した	
4	従業員等の環境への意識の向上につながった	
5	取引先や顧客からの評価が向上した	
6	金融機関からの評価が向上した	
7	自治体等の行政機関からの評価が向上した	
8	地域からの評価が向上した	
9	効果はなかった	
10	その他：()	

3-4. 貴組織で第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用していないのはどのような理由からですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	独自に策定した環境マネジメントシステムを構築・運用しているため	⇒問4-1へお進みください。
2	コストに見合ったメリットが感じられないため	
3	人材が確保できないため	
4	取引先等から要求されないため	
5	業務上、必要ないと思っているため	
6	何をしてもよいかわからないため	
7	その他：()	

4. 取引先との関係について

4-1. 貴組織では、取引先（請負業者、納入業者等）の選定に当たり、取引先の環境マネジメントシステムの構築・運用状況を考慮していますか。考慮している環境マネジメントシステムについて、当てはまるものを全て選んでください。

1	ISO14001	⇒問4-2へお進みください。
2	エコアクション21	
3	地域版の環境マネジメントシステム（KES等）	
4	エコステージ（ステージ2以上）	
5	その他第三者が認証する環境マネジメントシステム	
6	独自に策定した環境マネジメントシステム	
7	今後考慮する予定である	
8	考慮していない	

4-2. 貴組織では、取引先（請負業者、納入業者等）に対して、取引先の取引先（2次納入先以降）の選定に当たり、環境マネジメントシステムの構築・運用状況を考慮するよう要請していますか。いずれか1つ選んでください。

1	考慮するよう要請している	⇒問4-3へお進みください。
2	要請まではしていないが、考慮するよう依頼している	
3	今後要請又は依頼する予定である	
4	要請及び依頼はしていない	
5	その他：（ ）	

4-3. 貴組織では、環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）を実施していますか。いずれか1つ選んでください。

1	実施している	⇒問4-4へお進みください。
2	実施に向けて検討している	
3	検討していない	

※ 「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」では、事業者及び国民はできる限り環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）を選択するよう努めるものとする規定されています。

4-4. 貴組織では、取引先の経営者・従業員向けに環境取組の説明会や研修をどのような形で実施していますか。方法、講師、形式それぞれについて、当てはまるものを全て選んでください。

方法	1	経営者・管理職向け説明会等	⇒問5-1へお進みください。
	2	環境に特定した説明会等（環境マネジメント研修等）	
	3	その他：（ ）	
講師	4	自社の社員（環境担当者等）が講師を担当	
	5	外部から講師を招待	
	6	外部の環境教育研修会等に従業員を派遣	
	7	その他：（ ）	
形式	8	座学形式	
	9	体験学習型形式	
	10	e-ラーニング形式	
	11	その他：（ ）	
	12	実施していない	

5. 事業活動に係るライフサイクルにおける環境取組について

5-1. 貴組織では、事業エリア内における環境負荷データを把握していますか。どちらか1つ選んでください。

1	把握している	⇒問5-2へお進みください。
2	把握していない	⇒問5-4へお進みください。

5-2. 貴組織で把握している事業エリア内における環境負荷データ等はあるようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。(負荷データ)
 また、環境負荷データ等のうち、重要な環境課題に関連して目標を設定しているものがある場合は、当てはまるものを全て選んでください。(環境目標)

負荷データ		環境目標	
1	→	1	総エネルギー投入量又はエネルギー効率
2	→	2	再生可能エネルギー投入量
3	→	3	総物質投入量
4	→	4	水資源投入量
5	→	5	資源生産性(※)
6	→	6	資源の循環的利用量又は率
7	→	7	温室効果ガス排出量(総量)(※)
8	→	8	温室効果ガス排出量(原単位)(※)
9	→	9	総排水量
10	→	10	水質汚濁負荷量又は排出濃度
11	→	11	大気汚染物質(窒素化合物、粒子状物質等)の排出量
12	→	12	化学物質排出量・移動量
13	→	13	廃棄物等総排出量(※)
14	→	14	廃棄物最終処分量(※)
15	→	15	グリーン購入実施額又は率
16	→	16	環境負荷低減型製商品等の販売額又は率
17	→	17	その他:()

⇒問5-4へお進みください。

⇒問5-3へお進みください

⇒問5-4へお進みください

※ 「資源生産性」とは、例えば「生産高(円)÷総物質投入量(トン)」や「売上高(円)÷総物質投入量(トン)」など、投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標を指します。

※ 「温室効果ガス排出量(総量)」とは排出量合計、「温室効果ガス排出量(原単位)」とは活動(売上高、生産高等)あたりの排出量を指します。

※ 「廃棄物等総排出量」は、事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計です。一般的な計算例は下記のとおりです。
 ○産業廃棄物排出量+事業系一般廃棄物排出量+事業所内部での埋立量+有価物売却(or発生)量

※ 「廃棄物最終処分量」は、廃棄物等の埋立処分量及び埋立が予想される中間処理・再資源化後の残渣や残滓を含みます。一般的な計算例は下記のとおりです。
 ○直接埋立処分される産業廃棄物量
 +産業廃棄物で埋立処分が予想される中間処理後残渣量・再資源化後残滓量
 +一般廃棄物で埋立処分される量と中間処理や再資源化後に埋立が予想される量
 +自社敷地内に埋立処分した廃棄物量

5-3. 我が国は、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050（平成62）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています（第五次環境基本計画（2018（平成30）年4月17日閣議決定））が、貴組織では、温室効果ガス排出量について中長期的な目標を策定していますか。当てはまるものを全て選んでください。

総量		原単位		
1	→	1	短期（概ね1～2年）の目標を設定している	⇒問5-4へお進みください。
2	→	2	中期（概ね3～5年）の目標を設定している	
3	→	3	長期（概ね10年以上）の目標を設定している	

5-4. 貴組織では、事業エリア外（川上・川下）の環境負荷データを把握していますか。どちらか1つ選んでください。

1	把握している	⇒問5-5へお進みください。
2	把握していない	⇒問5-6へお進みください。

5-5. 貴組織で把握している事業エリア外（川上・川下）における環境負荷データ等は何のようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。（負荷データ）
また、環境負荷データ等のうち、重要な環境課題に関連して目標を設定しているものがある場合は、当てはまるものを全て選んでください。（環境目標）

負荷データ		環境目標		
1	→	1	総エネルギー投入量又はエネルギー効率	⇒問5-6へお進みください
2	→	2	再生可能エネルギー投入量	
3	→	3	総物質投入量	
4	→	4	水資源投入量	
5	→	5	資源生産性	
6	→	6	資源の循環的利用量又は率	
7	→	7	温室効果ガス排出量（総量）	
8	→	8	温室効果ガス排出量（原単位）	
9	→	9	総排水量	
10	→	10	水質汚濁負荷量又は排出濃度	
11	→	11	大気汚染物質（窒素化合物、粒子状物質等）の排出量	
12	→	12	化学物質排出量・移動量	
13	→	13	廃棄物等総排出量	
14	→	14	廃棄物最終処分量	
15	→	15	グリーン購入実施額又は率	
16	→	16	環境負荷低減型製商品等の販売額又は率	
17	→	17	その他：（ ）	

5-6. 貴組織では、「LCA(ライフサイクルアセスメント)」(※)を実施していますか。いずれか1つ選んでください。

1	実施しており、その結果を公表している	⇒問6-1へお進みください。
2	実施しているが、その結果は公表していない	
3	実施を検討中である	
4	実施していない	
5	LCAについて知らなかった	
6	LCAを実施する製品等はない	

※ ライフサイクルアセスメントとは、商品の生まれる前の準備段階からはじまって、最終的に商品が処分されるまでの全ての段階(ライフステージ)において、環境に影響を与える物質の排出状況、使用・消費状況を把握することにより、重要な環境問題について考え、評価することをいいます。

6. 環境に関する情報開示等について

6-1. 貴組織では、環境に関するデータ、取組等の情報を開示していますか。いずれか1つ選んでください。

1	一般の方を対象として情報を開示している	⇒問6-2へお進みください。
2	特定の取引先、金融機関等一部を対象として情報を開示している	
3	情報の開示はしていない	⇒問6-4へお進みください。

6-2. 貴組織では環境報告書(※)を作成・公表していますか。いずれか1つ選んでください。

1	作成・公表している	⇒問6-3へお進みください。
2	作成しているが公表していない	
3	作成を検討している	⇒問6-4へお進みください。
4	作成していない	

※ ここでの「環境報告書」とは、CSR 報告書等の名称の如何を問わず、環境情報が含まれている報告書であれば、全て対象とします。

6-3. 環境報告書の作成の際に参考としたガイドライン等はどのようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	環境報告ガイドライン(環境省)	⇒問6-4へお進みください。
2	GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン	
3	ISO26000	
4	IIRC・国際統合報告フレームワーク	
5	事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン	
6	サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン	
7	他社の環境報告書	
8	その他:()	

6-4. 持続可能な社会と事業の発展のためには、事業者の環境・社会・ガバナンスといった非財務情報を活用した投資が国内外で重視されつつあります。そこで、どのような環境情報の利用促進策が適切と考えますか。当てはまるものを全て選んでください。

1	多くの投資家等に対して、企業の環境情報の提供を可能とした、検索・比較機能を持った情報開示基盤の整備	⇒問7-1へお進みください。
2	企業の重要な環境情報を、年次報告書等へ記載（または記載しない場合には記載しない旨及び理由）することの制度化	
3	投資家や金融機関に対して、環境情報の積極的な利用を促すための働きかけ（情報提供等）	
4	バリューチェーンにおける環境負荷データの集計方法に関する情報提供	
5	優れた環境報告書等に関する情報提供（表彰制度を含む）	
6	その他：（ ）	

7. 環境ビジネスについて

7-1. 貴組織では、環境ビジネス（※）を行っていますか。いずれか1つ選んでください。

1	行っている	⇒問8-1へお進みください。
2	行うことを検討している	
3	行っていない	

※ ここでの「環境ビジネス」とは、環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供するビジネスのことを指します。

8. 地球温暖化防止対策について

8-1. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（※）の規定に対して、貴組織ではどのような対応をされていますか。いずれか1つ選んで下さい。

1	計画を作成し、公表している（数値目標を掲げている）	⇒問8-2へお進みください。
2	計画を作成し、公表している（数値目標は掲げていない）	
3	計画を作成しているが、公表はしていない	
4	計画の作成に向けて現在検討している	
5	計画を作成する予定はない	

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、事業者や国民は環境負荷の低減に向けた行動をまず、自主的かつ積極的に進めるべきものとされており、事業者はその事業活動に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、公表するように努めなければならないと規定されています。

8-2. 地球温暖化を防止するために、「国内排出量取引制度」の導入を図るとの考え方について、どのように思われますか。いずれか1つ選んでください。		
1	賛成	⇒問8-4へお進みください。
2	どちらかと言えば賛成	
3	どちらかと言えば反対	⇒問8-3へお進みください。
4	反対	
5	よくわからない(国内排出量取引制度の内容が不明確であるため、賛成でも反対でもない)	⇒問8-4へお進みください。

※ ここでの「国内排出量取引制度」とは、温室効果ガス排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムの活用を認めること等を内容とするものです。

8-3. 国内排出量取引制度の導入に反対と考える理由はどのようなものですか。もっとも当てはまるものを1つ選んでください。		
1	我が国の経済成長を圧迫する恐れがあるため	⇒問8-4へお進みください。
2	自社の経営を圧迫する恐れがあるため	
3	自主的取組だけで十分であると思うため	
4	規制的な措置を活用すべきであると思うため	
5	排出量の割当方法が不明確であるため	
6	温暖化防止の効果がないと考えるため	
7	その他：()	

8-4. 仮に国内排出量取引制度が導入される場合には、どのような内容又は条件が満たされることが最低限必要と考えますか。もっとも当てはまるものを1つ選んでください。		
1	先進国間での経済競争力の低下を招かないこと	⇒問8-5へお進みください。
2	国際市場における排出枠の購入・売却が可能であること	
3	過度に企業の経営や経済成長を圧迫しないこと	
4	自主的参加型で、排出量の枠の設定に当たり企業の裁量が認められること	
5	業種ごとに過度に負担が偏らないようにすること	
6	民生部門(家庭、商業、オフィスビル等)も例外なく制度の対象とすること	
7	内容又は条件に関わらず導入には反対	
8	わからない	
9	その他の条件：()	

8-5. 貴組織では、温室効果ガスの削減に関して、カーボン・オフセット(以下「オフセット」)(※)に取り組んでいますか。いずれか1つ選んでください。		
1	取り組んでいる	⇒問8-6へお進みください。
2	今後実施する予定である	⇒問8-7へお進みください。
3	今後もし取り組む予定はない	
4	わからない	

※ 「カーボン・オフセット」とは、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に排出削減努力を行った上で、削減困難な排出量について、他の場所での排出削減・吸収量等(クレジット)を購入することなどにより埋め合わせ(オフセット)することをいいます。

※ クレジットとしては、気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット、環境省が平成 17 年から実施している自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）で用いられる排出枠や、平成 20 年から日本国内のプロジェクトにおいて実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量を、環境省が認証するオフセット・クレジット（J-VET）、ほかにも海外における様々なクレジットなどがあげられます。

8-6. 貴組織では、どのような場合にオフセットを実施していますか。対象活動及び手法について、当てはまるものを全て選んでください。			
対象活動	1	商品製造・使用時やサービス利用時	⇒問8-7へお進みください。
	2	会議・イベント開催	
	3	自らの活動（社員の通勤、業務ビル等における電力使用など）	
	4	その他：（ ）	
手法	5	京都メカニズムクレジットの購入	
	6	オフセット・クレジット（J-VET）の購入	
	7	自主参加型排出量取引制度（JVETS）の排出枠の購入	
	8	海外のVER（京都議定書、EU域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外のクレジット）の購入	
	9	その他：（ ）	

8-7. 貴組織で今後オフセットの取り組みを行うに当たり、行政にどのような支援を望みますか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	オフセットに関する相談支援	⇒問8-8へお進みください。
2	消費者の意識向上のための啓発活動	
3	先進的なオフセットの取組事例の紹介	
4	購入可能なクレジットの情報提供	
5	クレジット購入仲介業者の情報の提供	
6	地球温暖化対策推進法等、法令に基づく報告の義務付け	
7	クレジット購入費用等の税制面での優遇措置等経済的なインセンティブ付与	
8	会計・税務処理方法の明確化	
9	グリーン購入法の特定調達品目へのオフセット商品の導入	
10	その他：（ ）	

8-8. 「地球温暖化対策税」(※) が導入されたことやその内容（どのような税か）を知っていますか。いずれか1つ選んでください。		
1	導入されたことも税の内容（どのような税か）も知っている	⇒問9-1へお進みください。
2	導入されたことも知っているが、税の内容までは知らない	
3	導入されたことは知らなかったが、地球温暖化対策税のことは知っている（聞いたことがある）	
4	地球温暖化対策税のことをそもそも知らない（聞いたことがない）	

※ 「地球温暖化対策税」とは、石油・天然ガス・石炭といった全ての化石燃料の利用に対して二酸化炭素排出量に応じた課税を行うもので、平成 24 年 10 月から導入されております。

9. 環境会計について

9-1. 貴組織では環境会計（※）を導入していますか。いずれか1つ選んでください。		
1	導入している	⇒以上でアンケートは終わりです。 御協力ありがとうございました。
2	導入していない	
3	環境会計自体を知らない	

※ 「環境会計」とは、企業等が、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定する仕組みです。

以上でアンケートは終わりです。
回答漏れが無いかどうか等について、今一度の御確認をお願い申し上げます。

御協力ありがとうございました。

【アンケート回答対照表】

表1：業種選択一覧表（1ページ I. 貴組織の概要の2. に係わる業種）

	選択 番号		選択 番号			
建設業	1	総合工事業(06)	(卸売業, 小売業)	31	その他の卸売業(55)	
	2	職別工事業(07)		32	各種商品小売業(56)	
	3	設備工事業(08)		33	衣服・飲食料・機械器具小売業 (57, 58, 59)	
製造業	4	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業 (09, 10)		34	その他の小売業(60, 61)	
	5	繊維工業(11)	金融業, 保険業	35	銀行業(62)	
	6	木材・家具・木製品製造業(12, 13)		36	金融商品取引業, 商品先物取引業 (65)	
	7	パルプ・紙・紙加工品製造業(14)		37	保険業(67)	
	8	印刷・同関連業(15)		38	その他(63, 64, 66)	
	9	化学工業(16)	不動産業, 物品賃貸業	39	不動産取引業(68)	
	10	石油製品・石炭製品製造業(17)		40	不動産賃貸業・管理業(69)	
	11	プラスチック製品製造業(18)		41	物品賃貸業(70)	
	12	ゴム製品製造業(19)	学術研究, 専門・技術 サービス業	42	学術・開発研究機関(71)	
	13	鉄鋼業(22)		43	広告業(73)	
	14	非鉄金属製造業(23)		44	その他の専門・技術サービス業 (72, 74)	
	15	金属製品製造業(24)		宿泊業, 飲食 サービス業	45	宿泊業(75)
	16	電気機械器具製造業(29)			46	飲食店(76, 77)
	17	その他機械器具製造業 (25, 26, 27, 28, 30, 31)	生活関連 サービス業, 娯楽業	47	洗濯・理容・美容・浴場業(78)	
	18	その他製造業(20, 21, 32)		48	その他の生活関連サービス業(79)	
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	19	電気業(33)		49	娯楽業(80)	
	20	ガス業(34)	サービス業	50	廃棄物処理業(88)	
	21	熱供給業(35)		51	自動車整備、機械等修理業(89, 90)	
	22	水道業(36)		52	職業紹介・労働者派遣業(91)	
情報通信業	23	通信業(37)	サービス業	53	その他サービス業 (92, 93, 94, 95, 96)	
	24	放送業(38)		その他	54	1～53 までに属さない業種又は公務 (01, 02, 03, 04, 05, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 97, 98, 99)
	25	情報サービス業(39)				
運輸業, 郵便業	26	その他情報通信業(40, 41)				
	27	運輸業(42, 43, 44, 45, 46)				
卸売業, 小売業	28	その他関連業(47, 48, 49)				
	29	各種商品卸売業(50)				
	30	衣服・飲食料・建築材料・機械器 具等卸売業(51, 52, 53, 54)				

※カッコ内の数字は日本標準産業分類の中分類を参考のため記載している